

住 づ 第 71－28 号
令和 4 年 3 月 30 日

公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部 本部長 様

静 岡 県 く ら し ・ 環 境 部
建築住宅局住まいづくり課長

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の指定等について（通知）

このことについて、別添県公報の写し（県告示第 254 号から第 269 号）のとおりに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定又は解除されたので通知します。

なお、指定区域の範囲等の詳細については静岡県交通基盤部河川砂防局及び当該区域を管轄する土木事務所及び市役所にて縦覧に供される図面により確認してください。

担 当 宅 地 建 物 班
電話番号 054-221-3072



静岡県公報



■ 教育委規則

-  静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則の別表を改正した。

(教育総務課)
-  静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

令和4年度組織改編に伴い、必要な改正を行った。

(教育総務課)
-  静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

令和4年度組織改編に伴い、必要な改正を行った。

(教育総務課)
-  教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

週休日の振替等の根拠規定等の表記を明確化するため、所要の改正を行った。

(教育総務課)
-  静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

成人年齢引き下げに伴う、学則の改正を行った。

(特別支援教育課)

■ 収用委規程

-  静岡県収用委員会文書管理規程の一部を改正する規程

令和4年度組織改編に伴い、必要な改正を行った。

(審理調整課)

■ 企業局管理規程

-  静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

事務手続の見直し等に伴い、所要の改正を行った。

(経営課)

■ がんセンター局管理規程

-  静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する。

(がんセンタ事務局総務課)

■ 告示

-  テレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱の一部改正について

テレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱の一部を改正した。

(住まいづくり課)
-  みどりの住環境整備事業費補助金交付要綱及び移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱の廃止

みどりの住環境整備事業費補助金交付要綱及び移住者向けテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱を廃止する。

(住まいづくり課)
-  廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により廃棄物が地下にある土地として指定する。

(廃リサイクル課)
-  浄化槽法に基づく水質検査及び定期検査の指定検査機関の指定

浄化槽法第57条第1項に基づき、浄化槽法定検査を実施する指定検査機関を指定した。

(生活環境課)
-  昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)の規定による水域類型の環境基

(生活環境課)

準を達成するのに必要な期間の一部改正

伊東大川下流等13水域について、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定を見直した。

-  静岡県衛生関係使用料手数料条例等の規定に基づき知事が別に定める額等 (健康福祉管理局経理課)
診療報酬改定に伴い、検査料等を改めた。
-  指定障害福祉サービス事業者の指定 (福祉指導課)
障害者総合支援法第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。
-  指定障害児通所支援事業者の指定 (福祉指導課)
児童福祉法第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。
-  計量器の定期検査 (商工振興課)
質量計の定期検査を記載のとおり実施する。
-  農用地利用配分計画の認可について (農業ビジネス課)
農用地利用配分計画を認可した。
-  保安林の指定の予定 (森林保全課)
静岡市内の一部の森林を保安林の指定予定森林とした。
-  保安林の指定の予定 (森林保全課)
静岡市内の一部の森林を保安林の指定予定森林とした。
-  静岡県資源管理方針の変更 (水産資源課)
静岡県資源管理方針のうち別紙1-5及び別紙1-6を変更し、新たに別紙3-1から3-10までを追加した。
-  特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定 (水産資源課)
令和4管理年度のくろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量を設定した。
-  道路の区域の変更(2件) (道路保全課)
県道伊東西伊豆線ほか1路線の一部の区間について、道路の区域を変更した。
-  道路の供用の開始(2件) (道路保全課)
県道伊東西伊豆線ほか1路線の一部の区間について、道路の供用を開始する。
-  歩行者利便増進道路の指定 (道路保全課)
道路法第48条の20第1項に基づき、歩行者利便増進道路を指定する。
-  利便増進誘導区域の指定 (道路保全課)
道路法第33条第2項第3号に基づき、利便増進誘導区域を指定する。
-  二級河川鮎沢川水系小山佐野川における廃川敷地等 (河川砂防管理課)
廃川敷地等が生じたため告示する。
-  土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除、指定(14件) (砂防課)
伊豆の国市他4市の指定済みの26区域を解除のうえ、同一箇所(特別)警戒区域を指定する。
-  土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(2件) (砂防課)
掛川市の6区域を土砂災害(特別)警戒区域に指定する。
-  岳南広域都市計画道路の変更 (都市計画課)
岳南広域都市計画道路を変更し、当該都市計画の図書を縦覧に供する。
-  南伊豆都市計画下水道事業の変更認可 (生活排水課)
南伊豆都市計画下水道事業南伊豆町公共下水道について事業計画の変更を認可した。

-  伊東国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業の変更認可 (生活排水課)

伊東国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業伊東市公共下水道(伊東処理区)について事業計画の変更を認可した。

-  中遠広域都市計画下水道事業の変更認可 (生活排水課)

中遠広域都市計画下水道事業袋井市公共下水道について事業計画の変更を認可した。

-  熱海国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業の変更認可(2件) (生活排水課)

熱海国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業熱海市公共下水道(熱海処理区、泉処理区)について事業計画の変更を認可した。

-  静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要綱の廃止 (教育総務課)

静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要綱は廃止する。

-  高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱 (教育総務課)

高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱を制定する。

-  高等学校遠距離通学費補助金交付要綱 (教育総務課)

高等学校遠距離通学費補助金交付要綱を制定する。

■ 教育委告示

-  高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱等の廃止 (教育総務課)

高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱、高等学校遠距離通学費補助金交付要綱及び県立学校行事キャンセル料支援事業費補助金交付要綱を廃止する。

-  静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要綱 (教育総務課)

静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要綱を制定する。

-  教職員の勤務時間の割振り等に関する基準の一部改正 (教育総務課)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正に伴い、所要の改正を行った。

■ 監査委告示

-  静岡県監査委員事務局文書管理規程の一部改正 (監査委総務課)

令和4年度の組織改編等に伴い、必要な改正を行った。

-  静岡県監査委員事務局の組織及び処務に関する規程の一部改正 (監査委総務課)

令和4年度の組織改編等に伴い、必要な改正を行った。

■ 公告

-  二級建築士の免許取消し (住まいづくり課)

二級建築士澤本進及び稲葉良明の免許を取消した。

-  一の敷地とみなすこと等の認定の取消し (建築安全推進課)

建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき取消した。

-  一の敷地とみなすこと等の認定 (建築安全推進課)

建築基準法第86条第2項の規定に基づき認定した。

-  第13次鳥獣保護管理事業計画の策定 (自然保護課)

第13次鳥獣保護管理事業計画を策定したので公告する。

-  第二種特定鳥獣管理計画の策定 (自然保護課)

第二種特定鳥獣管理計画を策定したので公告する。

-  第2次静岡県自転車活用推進計画の策定 (スポーツ政策課)

第2次静岡県自転車活用推進計画を策定したので公告する。

-  公の施設の指定管理者の指定 (健康増進課)

シンコースポーツ・静岡ビル保善グループを静岡県総合健康センターの指定管理者に指定

した。

-  **大規模小売店舗立地法第6条第1項届出(杏林堂薬局富士松岡店・しまむら松岡店等9件)** (地域産業課)
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出があったので公告する。
-  **県営土地改良事業変更計画書の縦覧** (農地整備課)
記載の県営土地改良事業の計画を変更したので、変更計画書の写しを縦覧する。(アグリふじおやま地区)
-  **県営土地改良事業事業適当** (農地整備課)
記載の県営土地改良事業について適当とし、計画を定めたので、事業計画書の写しを縦覧する。(浮島北部地区)
-  **県営土地改良事業事業適当** (農地整備課)
記載の県営土地改良事業について適当とし、計画を定めたので、事業計画書の写しを縦覧する。(大井川用水三井地区)
-  **土地改良区の定款変更** (農地整備課)
金谷土地改良区の定款変更を認可した。
-  **静岡県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の変更** (林業振興課)
静岡県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の計画期間を変更した。
-  **令和4年度経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る時期及び方法等** (建設業課)
令和4年度経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る時期及び方法等を定めたので公告する。
-  **基本測量の実施** (公共用地課)
静岡県全域において基本測量を実施する。
-  **公共測量の終了** (公共用地課)
令和3年10月8日付け県公報第251号で公告した公共測量は終了した。
-  **御殿場小山広域都市計画用途地域等の変更** (都市計画課)
御殿場小山広域都市計画用途地域等の変更の図書を縦覧に供する。
-  **袋井市上山梨沿道整備土地区画整理事業の終了** (景観まちづくり課)
袋井市上山梨沿道整備土地区画整理事業の終了を認可した。
-  **裾野市御宿土地区画整理事業の事業計画の変更** (景観まちづくり課)
裾野市御宿土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。
-  **特定調達契約に係る落札者等** (高校教育課)
令和4年度静岡県立下田高等学校外40庁舎で使用する電気について、入札結果を公告する。

■ 教育委公告

-  **公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始** (教育政策課)
総合教育センター食堂等運営事業について、公募型簡易プロポーザルを実施する。

■ 住宅供給公社公告

-  **静岡県に代わって行う県営住宅及び共同施設の管理** (住まいづくり課)
静岡県に代わって行う県営住宅及び共同施設の管理について公告する。
-  **掛川市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理** (住まいづくり課)
掛川市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理について公告する。
-  **袋井市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理** (住まいづくり課)
袋井市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理について公告する。

 島田市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理
島田市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理について公告する。

(住まいづくり課)

 焼津市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理
焼津市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理について公告する。

(住まいづくり課)

静岡県告示第254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、伊豆の国市において平成20年7月4日付け県公報第1999号告示第569号、平成20年7月25日付け県公報第2005号告示第612号及び平成24年3月16日付け県公報第2377号告示第206号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 区域の名称
古奈B土砂災害警戒区域 古奈B土砂災害特別警戒区域
山田土砂災害警戒区域 山田土砂災害特別警戒区域
長岡F土砂災害警戒区域 長岡F土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、伊豆の国市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 区域の名称
古奈B土砂災害警戒区域 古奈B土砂災害特別警戒区域
山田土砂災害警戒区域 山田土砂災害特別警戒区域
長岡F土砂災害警戒区域 長岡F土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示
次の図のとおり
- 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所及び伊豆の国市役所都市整備部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

=====

静岡県告示第256号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、沼津市において平成18年12月26日付け県公報第1842号告示第1150号、平成20年3月28日付け県公報第1971号告示第307号及び平成20年7月25日付け県公報第2005号告示第609号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

口野舟木土砂災害警戒区域 口野舟木土砂災害特別警戒区域

東本郷町大洞土砂災害警戒区域 東本郷町大洞土砂災害特別警戒区域

重寺蛭子洞B土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞B土砂災害特別警戒区域

重寺蛭子洞C土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞C土砂災害特別警戒区域

重寺蛭子洞A土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞A土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第257号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、沼津市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

口野舟木土砂災害警戒区域 口野舟木土砂災害特別警戒区域

東本郷町大洞土砂災害警戒区域 東本郷町大洞土砂災害特別警戒区域

重寺蛭子洞B土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞B土砂災害特別警戒区域

重寺蛭子洞C土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞C土砂災害特別警戒区域

重寺蛭子洞A土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞A土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所及び沼津市役所河川課に備え置いて縦覧に供する。）

=====

静岡県告示第258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、菊川市において平成20年3月28日付け県公報第1971号告示第321号、平成24年3月30日付け県公報第2381号告示第321号及び平成25年3月26日付け県公報第2483号告示第238号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

下平川向側土砂災害警戒区域

加茂山田A土砂災害警戒区域 加茂山田A土砂災害特別警戒区域

石原八幡ヶ谷南土砂災害警戒区域

下平川志味堂B土砂災害警戒区域 下平川志味堂B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第259号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、菊川市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

下平川向側土砂災害警戒区域 下平川向側土砂災害特別警戒区域

加茂山田A土砂災害警戒区域 加茂山田A土砂災害特別警戒区域

石原八幡ヶ谷南土砂災害警戒区域 石原八幡ヶ谷南土砂災害特別警戒区域

下平川志味堂B土砂災害警戒区域 下平川志味堂B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び菊川市役所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

=====

静岡県告示第260号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、掛川市において平成21年2月27日付け県公報第2065号告示第167号、平成22年2月5日付け県公報第2161号告示第90号、平成24年3月30日付け県公報第2381号告示第317号及び平成28年3月29日付け県公報第2793号告示第441号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

上西郷美人ヶ谷A土砂災害警戒区域 上西郷美人ヶ谷A土砂災害特別警戒区域

和田中ノ谷土砂災害警戒区域 和田中ノ谷土砂災害特別警戒区域

大池三十八ノ坪B土砂災害警戒区域 大池三十八ノ坪B土砂災害特別警戒区域

満水長谷川B土砂災害警戒区域 満水長谷川B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第261号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、掛川市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

上西郷美人ヶ谷A土砂災害警戒区域 上西郷美人ヶ谷A土砂災害特別警戒区域

和田中ノ谷土砂災害警戒区域 和田中ノ谷土砂災害特別警戒区域

大池三十八ノ坪B土砂災害警戒区域 大池三十八ノ坪B土砂災害特別警戒区域
満水長谷川B土砂災害警戒区域 満水長谷川B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所基盤整備課海岸・事業調整係に備え置いて縦覧に供する。)

=====

静岡県告示第262号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、浜松市において平成19年3月30日付け県公報第1868号告示第434号、平成20年3月21日付け県公報第1969号告示第245号、平成22年3月30日付け県公報第2176号告示第289号、平成23年3月29日付け県公報号外第25号告示第323号及び平成29年9月29日付け県公報第2948号告示第709号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

唐井栗A土砂災害警戒区域 唐井栗A土砂災害特別警戒区域

東区土砂災害警戒区域 東区土砂災害特別警戒区域

船明上塚土砂災害警戒区域 船明上塚土砂災害特別警戒区域

大谷D土砂災害警戒区域 大谷D土砂災害特別警戒区域

両島瀬林A土砂災害警戒区域

両島瀬林C土砂災害警戒区域

両島瀬林B土砂災害警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第263号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項

及び第9条第1項の規定に基づき、浜松市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

唐井栗A土砂災害警戒区域 唐井栗A土砂災害特別警戒区域
東区土砂災害警戒区域 東区土砂災害特別警戒区域
船明上塚土砂災害警戒区域 船明上塚土砂災害特別警戒区域
大谷D土砂災害警戒区域 大谷D土砂災害特別警戒区域
両島瀬林A土砂災害警戒区域 両島瀬林A土砂災害特別警戒区域
両島瀬林C土砂災害警戒区域 両島瀬林C土砂災害特別警戒区域
両島瀬林B土砂災害警戒区域 両島瀬林B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県浜松土木事務所及び浜松市役所土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

=====

静岡県告示第264号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、伊豆の国市において平成20年7月25日付け県公報第2005号告示第613号及び平成23年11月22日付け県公報第2346号告示番号850号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

男山沢土砂災害警戒区域
谷戸川右支川A土砂災害警戒区域 谷戸川右支川A土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

=====

静岡県告示第265号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定に基づき、伊豆の国市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 区域の名称
男山沢土砂災害警戒区域
谷戸川右支川A土砂災害警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 区域の表示
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所、伊豆の国市役所都市整備部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

=====

静岡県告示第266号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、沼津市において平成18年12月26日付け県公報第1842号告示第1148号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 区域の名称
木の宮沢A土砂災害警戒区域 木の宮沢A土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

=====

静岡県告示第267号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定に基づき、沼津市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

木の宮沢A土砂災害警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 区域の表示

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所、沼津市役所河川課に備え置いて縦覧に供する。）

静岡県告示第268号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、掛川市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 区域の名称
下垂木長沢土砂災害警戒区域 下垂木長沢土砂災害特別警戒区域
真如寺下土砂災害警戒区域
葛川稲葉口土砂災害警戒区域 葛川稲葉口土砂災害特別警戒区域
下垂木飛鳥J土砂災害警戒区域 下垂木飛鳥J土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示
次の図のとおり
- 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所基盤整備課海岸・事業調整係に備え置いて縦覧に供する。)

=====

静岡県告示第269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、掛川市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 区域の名称
佐夜鹿土砂災害警戒区域
上西郷土砂災害警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3 区域の表示
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所基盤整備課海岸・事業調整係に備え置いて縦覧に供する。)